

町立幼稚園長 殿
町立小中学校長 殿

南風原町教育委員会
教育長 新垣 吉紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言延長を踏まえた南風原町立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について（令和3年8月19日時点）

平素より学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言発令を踏まえ、南風原町立学校の感染レベルを8月31日まで、下記のとおりといたします。
つきましては、各園・学校において適切な感染症対策をお願いいたします。なお、今後状況に変化があった場合は、対応の変更等について改めて通知します。

記

- 1 南風原町立学校の地域の感染レベル 【 レベル3-③ 】
※衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動における感染防止対策を徹底してください。
※感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る県立高校における地域の感染レベル別の感染症対策（別紙1-1）、（別紙1-2 保健体育学習・部活動）」を参考に対策をお願いします。
- 2 南風原町立中学校における夏季休業期間の延長について
特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針に基づき町立中学校の夏季休業期間を以下のとおり延長いたします。なお、2学期始業日は、以下のとおりです。
南風原町立中学校の夏季休業期間 8月31日（火）まで
南風原町立幼・小中学校 2学期始業日 9月1日（水）
- 3 教育活動について
※学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を行ってください。
※教育活動等を継続する上で必要な行事や集会については、規模を縮小・分散で行うかまたはオンラインで開催するなど感染防止対策を行ってください。
※園・学校生活の様子を動画配信するなど、日常の様子が保護者へ伝わるようご配慮ください。
※水遊びや水泳学習については、緊急事態宣言発令期間中は活動を中止してください。
※学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）については、延期または縮小して実施してください。
- 4 部活動について
※部活動については、原則休止とします。（特措法第24条第9項）
ただし、8月31日（火）まで、九州・全国大会に派遣されるチーム等及び九州・全国大会の予選を兼ねる県大会に出場するチーム等に限り、次の内容を遵守して、活動を実施することができる。
○大会の2週間前から、学校長の許可の下、2時間以内の活動とする。
○必要最小限の人数で行うこと。
○練習試合や合同練習については禁止します。
○練習開始前には、検温、健康観察を行い体調管理に努めること。
○活動する際には、参加者リスト及び活動記録を作成すること。
○生徒本人と保護者の意向を尊重し、練習や大会への参加は強制しないこと。
活動にあたっては本人・保護者の同意を得ること。
※スポーツ少年団についても、部活動に準じた対応とします。

本件の担当
南風原町教育委員会 学校教育課
指導主事 城間 智
TEL:889-6181（内線1421）